

2008年11月12日

自動車ガラスに関する欧州委員会の決定について

旭硝子株式会社

当社孫会社であるAGCオートモーティブ・ヨーロッパ社（本社：ベルギー、セネフ、以下、AAEUという。）は、2008年11月12日（日本時間）に、欧州委員会より、欧州における自動車ガラスのカルテルに関し、課徴金支払いを命ずる決定の通知を受けましたので、お知らせします。

課徴金の額は、AAEU及び当社に対して113.5百万ユーロ（約139億円）となっています。

本件に関しては、AAEUが、2005年2月22日、23日（現地時間）に、欧州委員会の立入り調査を受けており、その後の調査の過程において、欧州委員会は、2007年4月18日付で、AAEU及び親会社である当社に対し、異議告知書を発行しました。これを受け、AAEU及び当社は、2007年7月9日に異議告知書に対する見解を提出しました。また、この間AAEU及び当社は、欧州委員会の調査に対して全面的に協力してまいりました。

当社及びAAEUは、今後送達される決定の全ての内容を確認した上で、適切な対応をとる所存です。

なお、本件に伴う当社業績への影響については、改めてお知らせします。

以上

本件お問合せ先

旭硝子（株）広報・IR室長 上田敏裕 TEL：03-3218-5603 Email：info-pr@agc.co.jp